

○寒川町ふれあいセンター条例

平成14年12月18日

条例第24号

改正 平成17年9月27日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町ふれあいセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図るため、寒川町ふれあいセンター(以下「センター」という。)を寒川町小動982番地2に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用の承認及びその取消しに関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他センターの管理運営に関して町長が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手続等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。

(平17条例26・追加)

(休館日)

第4条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(平17条例26・追加)

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(平17条例26・追加)

(利用者の範囲)

第6条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する60歳以上の者
- (2) 高齢者福祉事業に関係する者
- (3) その他町長又は指定管理者が適当と認める者

(平17条例26・旧第3条繰下・一部改正)

(利用の承認)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他利用させることがセンターの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例26・旧第4条繰下・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、センターの利用の承認を受けた者が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は町長若しくは指定管理者が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又はセンターの利用を中止させることができる。

(平17条例26・旧第5条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第9条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原形に復すか、その損害を賠償しなければならない。

(平17条例26・旧第6条繰下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例26・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町ふれあいセンター条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町ふれあいセンター条例の

規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。